

指定難病医療受給者証 転入手続のご案内

神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市を除く）に転入された方が、転入前と同様に「特定医療費（指定難病）医療費助成制度」をご利用になるためには、以下の書類をご用意の上、申請をしていただく必要があります。

【提出書類について】

＜必要となる書類＞

- ①特定医療費支給認定申請書（新規・転入用）
- ②申請日時点で有効期間内である、転入前の自治体が発行した
特定医療費（指定難病）医療受給者証のコピー（医療受給者証が提出できない場合は、同意書）
- ③患者と支給認定基準世帯員※の、健康保険者証のコピー
- ④世帯全員の住民票の写し（発行から3か月以内のもの）
- ⑤支給認定基準世帯員※の市町村民税の課税状況の確認書類

※支給認定基準世帯員の範囲は、ご加入の健康保険の種類によって異なります。

また、必要な書類の年度は、提出時期によって異なります。詳しくは2～3ページをご確認ください。

【重要】 ④と⑤(一部の方を除く)は、マイナンバーを記載することで書類の提出が省略できます。
詳しくは「マイナンバーを利用した特定医療費支給認定申請について」をご覧ください。

＜該当する方が必要となる書類＞

- ⑥生活保護を受給している場合

生活保護受給証明書又は生活保護受給者証のコピー

- ⑦高額難病治療継続の特例を申請する場合

自己負担限度額管理票や領収書、診療報酬明細書、特定医療費請求書のコピー

小児慢性特定疾病の自己負担上限額管理票のコピー

※申請月を含む過去12か月間で、指定難病や小児慢性特定疾病の受給者であった期間での特定医療費の総額（10割）が50,000円を超えていることが分かるものを、最低6か月分添付してください。

- ⑧患者本人が小児慢性特定疾病の医療受給者である場合や、同じ健康保険にご加入の方に、指定難病や小児慢性特定疾病の医療受給者がいる場合

・小児慢性特定疾病受給者の場合「小児慢性特定疾病医療受給者証（給付決定通知書）」のコピー

・指定難病受給者の場合、その方の
 {
 「特定医療費（指定難病）医療受給者証」のコピー
 按分対象者の「変更申請書」
}

※他に指定難病や小児慢性特定疾病の医療受給者がいる場合、世帯内で自己負担限度額を按分することができますので、該当する方の受給者証のコピーを添付してください。

- ⑨障害年金や遺族年金、その他の給付金がある場合

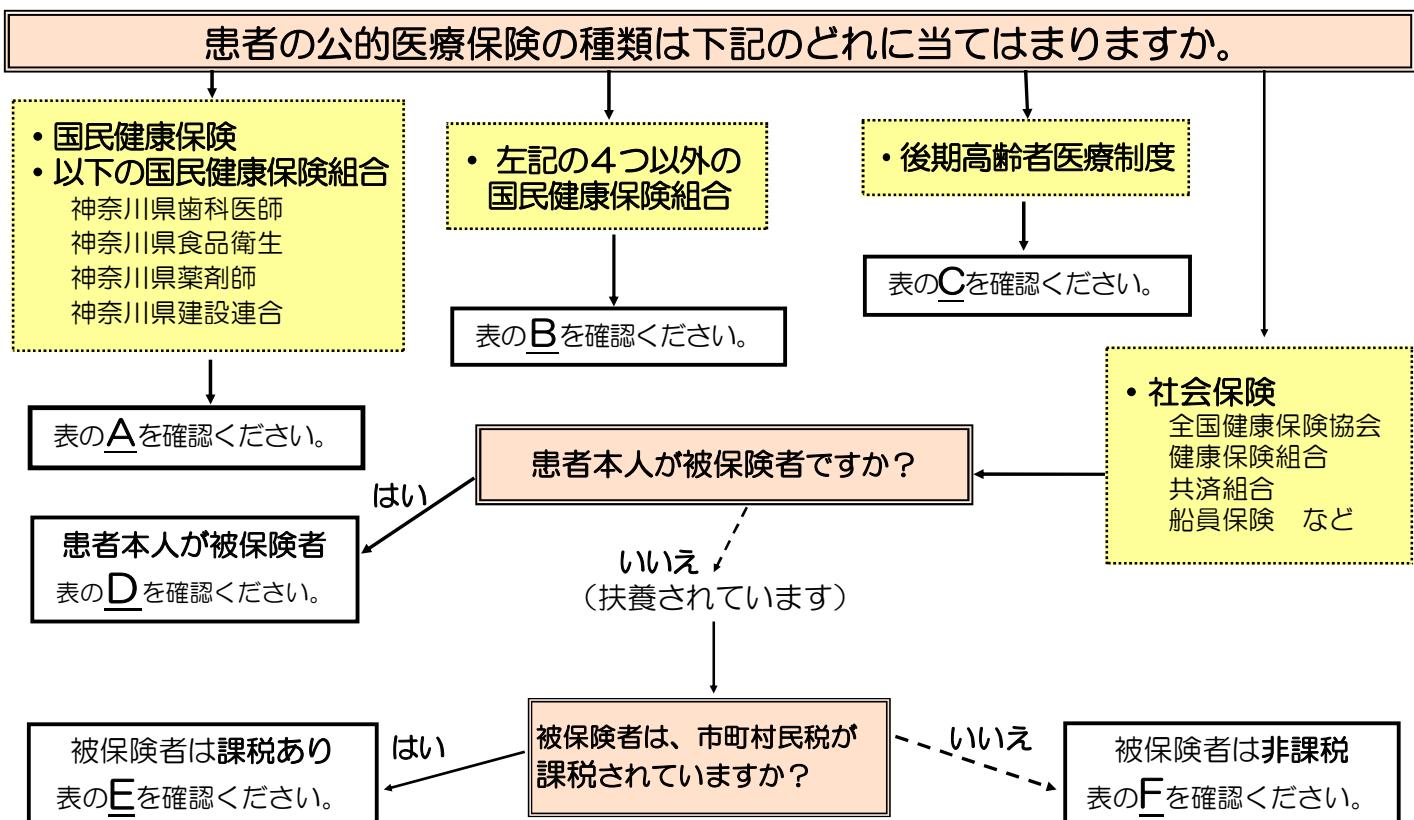
年金振込通知書等のコピー

※患者と支給認定基準世帯員全員の市町村民税額が非課税で、ご加入の健康保険組合から障害年金等を受給している方は、前年1月～12月（申請日が1月1日～6月30日の場合は、前々年の1月～12月）の受給額が分かる年金振込通知書や年金額改定通知書を添付してください。

詳しくは、4ページ「障害年金や遺族年金、その他給付金に関する証明書類について」をご確認ください。

支給認定基準世帯員とは

自己負担限度額を算定する際に基準となる世帯員のことをいいます（住民票上の世帯員ではありません）。以下のフローチャートにより、支給認定基準世帯員がどなたになるかご確認ください。



保険の種類		支給認定基準世帯員
A	国民健康保険 一部の国民健康保険組合	患者と、患者と同じ国民健康保険に加入している方全員 (保険証の記号・番号が同じ方)
B	A以外の 国民健康保険組合	患者と、患者と同じ国民健康保険組合に加入している方全員 (保険証の記号・番号が同じ方)
C	後期高齢	患者と、患者と同じ住民票上にいる方で、 後期高齢者医療制度に加入している方全員
D	社会保険 (患者が被保険者)	患者
E	社会保険 (被保険者が課税あり)	被保険者
F	社会保険 (被保険者が非課税)	患者と、被保険者

「⑤支給認定基準世帯員の市町村民税の課税状況の確認書類」について

市町村民税の課税状況の確認書類は、次のいずれかの書類をご提出ください。

ア 市町村民税(非)課税証明書（原本）

- 証明年度の1月1日時点に住民登録がある市区町村役場の税務窓口で入手できます。
(郵送やコンビニ交付で取得できる市区町村もあります)



(注) 所得や税の申告をしていない場合、証明書の金額が空白や「*」で表示されます。

課税金額や所得金額が「*」で表示されている証明書では金額が確認できないため、受給者証を発行することができません。所得や住民税の申告をした上で、改めて証明書を取得してください。

○2ページのBに記載された国民健康保険組合に加入している方は、義務教育を修了されていない方を含む組合員全員のこの書類が必要です。
(保険者への照会時に使用しますので、イ・ウの書類では受付できません。)

○市町村民税が非課税の方は、この書類の提出が必要です。

(保険者への照会時に使用しますので、イ・ウの書類では受付できません。)

イ 給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書（全てのページのコピー）

- 給与所得者の方は5月頃に勤務先から配布、年金所得者の方は6月頃に自治体から郵送されています。

○氏名と金額が記載されている部分を全てコピーしてください。

○2か所以上から配布されている場合には、全て提出してください。

ウ 市町村民税の税額決定・納税通知書（全てのページのコピー）

- 主に個人事業主の方など、普通徴収により市町村民税を納税している方に郵送されています。

○氏名と金額が記載されている部分を全てコピーしてください。

◎申請に必要な証明書類の年度は、法律で次のように定められています。

	令和5年												令和6年					
申請月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
必要書類	令和4年度の証明書類						令和5年度の証明書類											

【注意！】

6月30日に保健所等の窓口へ提出する場合は、令和4年度の証明書類の提出が必要ですが、6月30日に郵送にて申請書類を提出する場合には、申請書類の県への到着が7月以降となるため、令和5年度の証明書類の提出が必要となります。

書類の再提出をお願いすることになりますので、6月末にご申請される際は十分にご注意ください。

また、6月と7月の提出時期の違いにより、有効期間終了日も異なりますので、受診日等を考慮して、いつ申請するのが良いのか、ご検討ください。

⑨ 「障害年金や遺族年金、その他の給付金に関する証明書類」について

患者と支給認定基準世帯員全員の市町村民税額が非課税で、かつ患者本人に、前年の1月～12月(申請日が1月1日～6月30日の場合は、前々年の1月～12月)に、以下の給付を受けている方は、申請書に給付の有無をご記入ください。また、年間受給額が80万円以下の場合には、該当する期間の給付に関する証明書類をご提出ください。(証明書類の提出が無い場合は、80万円超の方と同様の取扱いとなります。)

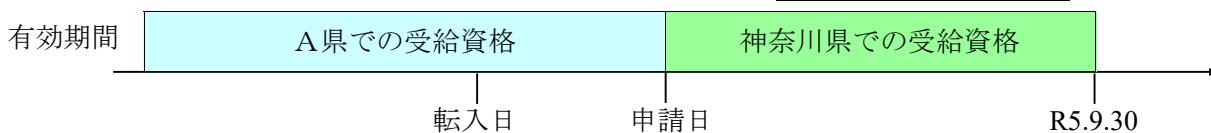
※これらの給付以外のものについては、記載の必要はありません。

給付の種類	必要な書類の例
国民年金法に基づく「 <u>障害基礎年金</u> 」、「 <u>遺族基礎年金</u> 」、「 <u>寡婦年金</u> 」や、法改正前の国民年金法に基づく「 <u>障害年金</u> 」	
厚生年金保険法に基づく「 <u>障害厚生年金</u> 」、「 <u>障害手当金</u> 」、「 <u>遺族厚生年金</u> 」や、法改正前の厚生年金保険法に基づく「 <u>障害年金</u> 」	年金振込通知書、 年金額改定通知書、 支給額変更通知書、 年金証書
船員保険法に基づく「 <u>障害年金</u> 」、「 <u>障害手当金</u> 」や、法改正前の船員保険法に基づく「 <u>障害年金</u> 」	のうち、いずれかのコピーで <u>前年1月～12月の受給額が</u> <u>分かるものを添付してください</u>
国家公務員共済組合法に基づく「 <u>障害共済年金</u> 」、「 <u>障害一時金</u> 」、「 <u>遺族共済年金</u> 」や、 法改正前の国家公務員等共済組合法に基づく「 <u>障害年金</u> 」	※年金額改定通知書の場合、 6月に改定されるため、6月～ 12月が記載された通知書と、 2月と4月が記載された1年前 の通知書の2枚が必要です。
私立学校教職員共済法に基づく「 <u>障害共済年金</u> 」、「 <u>障害一時金</u> 」、「 <u>遺族共済年金</u> 」や、 法改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく「 <u>障害年金</u> 」	
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共 済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち「 <u>障害 共済年金</u> 」、同条第五項に規定する移行農林年金のうち「 <u>障害年金</u> 」、同法附則第二十五条第 四項に規定する「 <u>特例年金給付のうち障害を支給事由とするもの</u> 」	
特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく「 <u>特別障害給付金</u> 」	
労働者災害補償保険法に基づく「 <u>障害補償給付</u> 」、「 <u>障害給付</u> 」	
国家公務員災害補償法に基づく「 <u>障害補償</u> 」	当該給付金に関する証書、 支給決定通知書、 振込通知書
地方公務員災害補償法に基づく「 <u>障害補償</u> 」、同法に基づく条例の規定に基づく補償で「 <u>障 害を支給事由とするもの</u> 」	のうち、いずれかのコピーで <u>前年1月～12月の受給額が</u> <u>分かるものを添付してください</u>
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく「 <u>特別児童扶養手当</u> 」、「 <u>障害児福祉手当</u> 」、 「 <u>特別障害者手当</u> 」や、昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による「 <u>福 祉手当</u> 」	

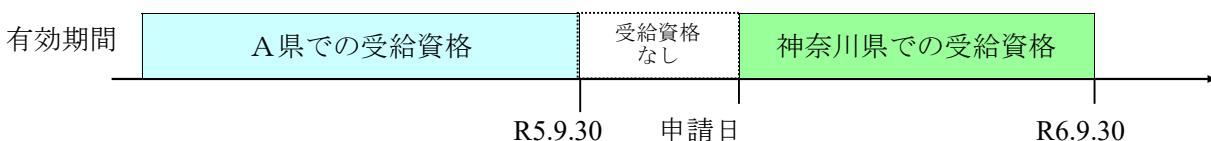
有効期間について

神奈川県の受給資格は、神奈川県が申請書類を收受した日から継続して有効となります。
そのため、転入前にお持ちだった受給者証は、神奈川県へ申請した日から使えなくなります。

例 1) 転入前のA県で交付された受給者証が、転入手続時点で有効期間内である場合



例 2) 転入前のA県で交付された受給者証が、転入手続時点で有効期間外の場合



更新時期を迎える方は、転入手続と同時に更新手続ができます！

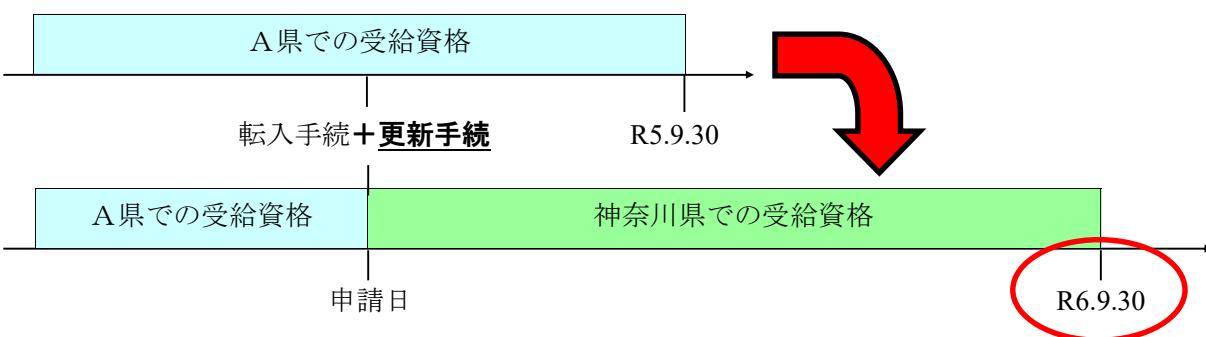
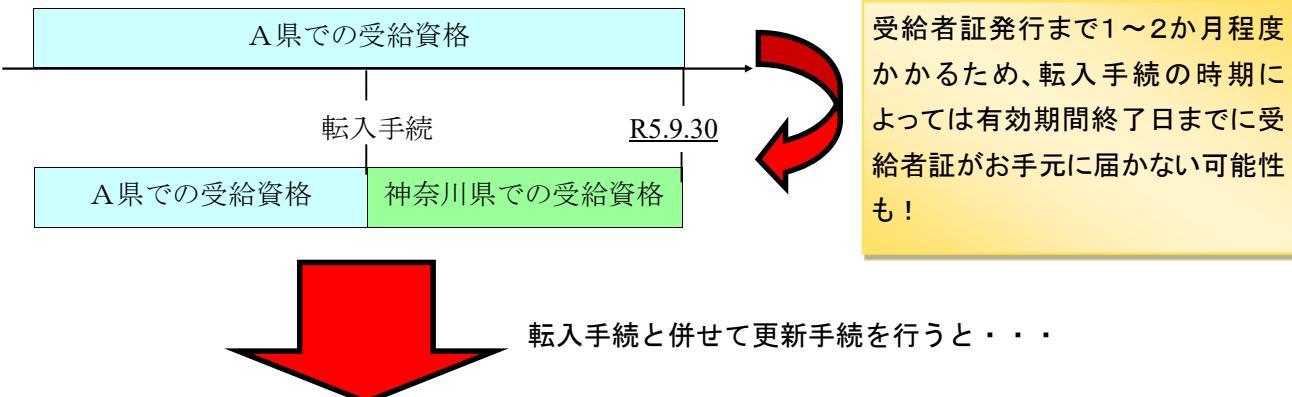
7月以降に神奈川県へ転入される方で、前の自治体に対して更新手続を行っていない場合は、神奈川県に対して更新手続を行う必要があります。

転入手続と同時に更新手続を行うと、1度の手続で**有効期間が令和6年9月30日**までの受給者証が発行されます。

なお、転入のみの手続を行った場合は、有効期間が令和5年9月30日で切れますので、転入後に更新手続を行ってください。

<例：A県での有効期間が令和5年9月30日までの場合>

転入手続のみ行った場合



※A県での有効期間終了日が9月30日以外の日付であっても、有効期間内であれば更新手続を行うことができます。

●転入手続と同時に更新手続を行うには

転入手続で必要となる書類に加え、「臨床調査個人票」の提出が必要です。

(臨床調査個人票は、主治医に作成をお願いしてください。)

⌚ 6月30日以前に転入手続をされる方は、転入手続で発行した受給者証と併せて「更新手続のご案内」等の書類一式を同封いたしますので、お手続をお願いします。

臨床調査個人票の様式も同封いたしますが、更新手続が円滑に行えるよう、事前に臨床調査個人票の作成を主治医にお願いしておくことをお勧めします。